3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市大久保字小太郎沢七四四の一、七四四の二、七四五、七四六、字舟久保七四八の一、七四九、七五〇の一の一、七五〇の一の三、七五〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小太郎沢七四四の一・七四六・字舟久保七四八の一・七四九・七五〇の一の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字アシヤ一六三八の二・字トコロノオ一六四四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アシヤ一六三八の二・字トコロノオ一六四四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字ヒノキトウケ三四一の二四(次の図に示す部分に限る。)、天竜区熊字金ホリ場四六九、四七〇、字扇平四七二(次の図に示す部分に限る。)、字ナガイ沢四八七(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区熊字イノコイド一九三七の四九から一九三七の五二まで・一九三七の八八(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一九三七の一〇、一九三七の一二、一九三七の一六から一九三七の二〇まで、一九三七の四六、一九三七の八五から一九三七の八七まで、一九三七の九〇から一九三七の九三まで、一九三七の九九、一九三七の一〇〇

○国土交通省告示第四百四号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十八年二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会兵庫事務所	兵庫県神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号	平成二十八年五月六日

○国土交通省告示第四百五号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後長根沢二号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県弘前市大字百沢

字寺沢　一九六番　一号及び二号

一九八番　三号から六号まで

二八番七七　七号から十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東杉ヶ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢

字平岡　一一二番地先道路敷　一号

一一四番　二号

一一七番　三号から十五号まで

一一七番地先道路敷　十六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢田八幡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県南津軽郡大鰐町大字居土

字田ノ沢　五番三　一号及び九号

五番二　二号から八号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十四号を平成二十六年国土交通省告示第千百三号